

世田谷区若者の居場所事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 世田谷区若者の居場所事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、世田谷区補助金交付規則（昭和57年5月世田谷区規則第38号。以下「規則」という。）によるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 補助金は、主に高校生世代から青年期（おおむね18歳から30歳未満）の若者（以下「青年期等の若者」という。）のための居場所事業に取り組んでいるものに対し、その経費を補助することで、青年期等の若者等がアクセスしやすい身近な地域に多種多様な特色を持った若者の居場所を広く展開し、より個々のニーズや特性に合った居場所を選択できる環境の充実に努めることを目的とする。

(補助金の交付の対象となる事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、世田谷区内において、青年期等の若者が気軽に利用でき、居場所での出会いや経験等を通じて、青年期等の若者の自立（様々な場や人とつながり、色々な頼り先をつくりながら、自己選択・自己決定し、自分らしく生きていくことをいう。以下同じ。）への後押しを行う居場所を運営するものであって、次に掲げる事業とする。

(1) 気軽に立ち寄り、安心して過ごせる学校内の居場所事業（以下「校内カフェ」という。）

(2) 前号に掲げるもののほか、区長が認めたもの

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものに該当する事業は補助事業としないものとする。

(1) 営利を目的とする活動

(2) 宗教上の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成することを目的とするもの。

(3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とするもの。

(4) 特定の公職の候補者若しくは公職にあるもの若しくは政党を推薦し、又はこれらに反対することを目的とするもの。

(5) 公の秩序又は善良の風俗に反する活動でないこと。

(6) 当該事業に対し、区、区の外郭団体、国又は他の地方公共団体等が交付し、又は支払う補助金、委託料等を受け、又は受けることになっているもの。

(7) 前各号に掲げるもののほか、区長が適当でないと認めたもの。

(校内カフェ)

第4条 校内カフェは、高校生世代の若者にとって身近な学校内に、居場所を創出するとともに、保護者又は学校教員以外の大人である運営団体スタッフや地域の大人との出会いや交流を通じて、若者の地域参加のきっかけをつくることを目的とした事業であって、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 区内の高等学校で、概ね月1回以上（年間8回程度とし、学校の長期休業期間中（8月）は原則として除く。）、無料で開催すること。
- (2) 校内カフェを開催中は、原則3名以上の運営スタッフを配置すること。
- (3) 運営スタッフは、生徒が安心して自分らしく居られるよう配慮するとともに、生徒が安心して自分の思いを表明できるよう、生徒の思いを受け止め、寄り添うこと。
- (4) 生徒同士又は運営スタッフ等の保護者若しくは学校の教員以外の地域の大人との交流を促進し、多世代交流の場となるよう努めること。
- (5) 生徒が校内カフェでの大人との交流等を通じて、地域参加のきっかけがつけられるよう工夫をすること。
- (6) 居場所運営について、生徒が意見表明を行う機会を設け、生徒の意見を居場所運営に反映すること。
- (7) 飲料又は軽食を無料で提供すること。
- (8) 生徒の状況に応じて、支援機関等に紹介する等の適切な対応を行うこと。
- (9) 活動を通じて、宗教、政治及び営利の活動を行わないこと。
- (10) 事故に備えた傷害保険及び賠償責任保険に加入すること。

(補助金の交付を受けられることができる者)

第5条 補助金の交付を受けることが出来る者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業を行うNPO法人、社会福祉法人その他の団体であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 東京都内に事務所又は活動拠点を有する法人又は団体であること。
- (2) 若者支援の充実に関し、熱意及び見識を有していること。
- (3) 区の支援関係機関等の周知に協力すること。
- (4) 区の広報活動等に協力すること。
- (5) 政治活動若しくは宗教活動又は営利を目的としないこと。
- (6) 暴力団（世田谷区暴力団排除活動推進条例（平成24年12月世田谷区条例第55号。以下「暴

排条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。次号において同じ。)でないこと。

- (7) 暴力団関係者(暴力団員(暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。)又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者をいう。以下同じ。)が、理事、監事、取締役、監査役その他の役員若しくは評議員に就任し、暴力団関係者を社員その他の構成員とし、又は暴力団関係者を雇用していないこと。

- 2 校内カフェを実施する補助事業者は、前項に規定するもののほか、校内カフェを開催する学校から当該事業を実施することの了承を得られている者とする。

(補助金の交付の対象となる経費及び交付額)

第6条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助事業の運営に要する別表第1右欄に定める経費(以下「運営費」という。)であって、他の助成金等の交付の対象となっていないものとする。

- 2 補助金の交付額は、別表第1左欄に掲げる経費区分に応じ、同表中欄に定める補助基準額により算定した合計額と運営費の合計額を比較して少ない方の額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

- 3 対象事業を実施するにあたり、この要綱による補助金以外の補助金、協賛金、寄附等の収入がある場合は、補助金の交付額からその相当額を差し引くものとする。

- 4 補助金の交付額の総額は、予算の定める額を限度とする。

(補助金の交付申請)

第7条 区長は、補助金の交付を受けようとする者に、次に掲げる書類を添付した世田谷区若者の居場所事業補助金交付申請書(第1号様式)により別に定める日までに補助金の交付の申請をさせなければならない。

- (1) 補助事業執行計画書
- (2) 補助事業計算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が指定したもの

(交付の決定及び通知)

第8条 区長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金の交付を決定したときはその決定の内容及びこれに付けた条件(以下「決定内容等」という。)を世田谷区若者の居場所事業補助金交付決定通知書(第2号様式)により、補助金を交付しないことに決定したときはその旨を世田谷区若者の居場所事業補助金不交付決定通知書(第3号様式)により速やかに当該申請をした者に通知しなければならない。

(交付申請の取下げ)

第9条 区長は、補助事業者が、前条の規定による補助金交付の決定又は通知をする前に、申請を取り下げようとするときは、当該申請者に取り下げる理由を記載した所定の補助金交付申請取下げ届出書を区長に提出させるものとする。

(補助金の交付請求等)

第10条 区長は、第8条の規定による交付の決定をしたときは、同条の規定による交付の決定を受けた者（以下「補助決定事業者」という。）に世田谷区若者の居場所事業補助金交付請求書（第4号様式）により当該決定に係る補助金の支払を請求させるものとする。

2 区長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに当該請求に係る補助金を支払うものとする。

3 前項の規定による補助金の支払は、世田谷区会計事務規則（昭和40年3月世田谷区規則第9号。以下「会計規則」という。）第86条第1項に定める概算払によるものとする。

(補助事業の変更等の承認)

第11条 区長は、補助決定事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ世田谷区若者の居場所事業補助金補助事業変更・中止・廃止承認申請書（第5号様式）により申請をさせ、承認を受けさせなければならない。ただし、第1号及び第2号に掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りではない。

(1) 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 区長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、補助事業の変更又は中止若しくは廃止を承認したときは、その旨を世田谷区若者の居場所事業補助金補助事業変更・中止・廃止承認書（第6号様式）により、当該申請をした補助決定事業者に通知するものとする。

(事故報告)

第12条 区長は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに補助決定事業者在世田谷区若者の居場所事業補助金補助事業事故報告書（第7号様式）によりその状況を報告させなければならない。

2 区長は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかにその状況を調査し、補助決定事業者に書面により適切な指示をするものとする。

(状況報告)

第13条 区長は、補助決定事業者毎に毎四半期（第4四半期を除く。）に補助事業の遂行の状況について、その四半期の経過後30日以内に世田谷区若者の居場所事業補助金補助事業実施状況報告書（第8号様式）により報告させなければならない。ただし、当該四半期に補助事業を完了し、又は廃止した場合は、この限りでない。

（遂行命令等）

第14条 区長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査、補助決定事業者が提出する報告等により、当該補助決定事業者の補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付けた条件に従って遂行されていないと認めるときは、当該補助決定事業者これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを世田谷区若者の居場所事業補助金補助事業遂行命令通知書（第9号様式）により命ずるものとする。

2 区長は、補助決定事業者が前項の規定による命令に違反したときは、当該補助決定事業者に対し世田谷区若者の居場所事業補助金補助事業停止命令通知書（第10号様式）により当該補助事業の一時停止を命ずるものとする。

（実績報告及び精算）

第15条 区長は、補助事業が完了したとき（第11条第2項の規定により廃止の承認をしたときを含む。）又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、当該完了の日又は当該会計年度終了の日から30日以内に、補助決定事業者に対し決算書類若しくは収支を明らかにする書類又はその両方の写しを添付した世田谷区若者の居場所事業補助金補助事業実績報告書（第11号様式。以下「実績報告書」という。）により補助事業の実績を報告させなければならない。

2 区長は、前項の規定による実績の報告を受けたときは、その内容を審査し、必要があると認めるときは、その報告に係る補助事業の成果が、決定内容等に適合するものであるかどうかを調査しなければならない。

3 区長は、実績報告書の内容が決定内容等に適合すると認めたときは、補助決定事業者に対し精算をさせ、補助金に残金が生じたときは、当該補助決定事業者に対し会計規則第26条に定める納付書により区長が指定する期限までに当該残金の返納をさせなければならない。

（是正のための措置）

第16条 区長は、前条第2項の規定による審査又は調査の結果、補助事業の成果が決定内容等に適合しないと認めるときは、補助決定事業者に対し世田谷区若者の居場所事業補助金補助事業是正命令通知書（第12号様式）により当該補助事業を決定内容等に適合させるための措置をとるべきことを命ずるものとする。

2 区長は、前項の規定による命令により補助決定事業者が必要な措置をした場合は、当該補助決定事業者の実績報告書によりその結果を報告させなければならない。

(交付決定の取消し)

第17条 区長は、補助決定事業者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付の決定の一部又は全部を取り消すものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(2) 補助金を当該補助事業以外の用途に使用したとき。

(3) 補助事業の成果又は補助事業の事業費の実績額が第7条の規定による交付申請の内容を著しく下回るとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付けた条件、規則の規定に基づく命令又は法令に違反したとき。

(5) 故意に実績報告書に虚偽の記載をし、又は記載すべき事項を記載しなかったとき。

(6) 補助事業に関し、他の助成金、委託料等を受け、又は受けることになっていることが判明したとき。

2 前項各号に掲げる場合のほか、区長は、補助金の交付が暴力団の組織としての活動を助長し、又は暴力団の組織としての運営に資することとなるおそれがあるときは、補助金の交付の決定の全部を取り消さなければならない。

3 区長は、前2項の規定による取消しをしたときは、補助決定事業者在世田谷区若者の居場所事業補助金交付決定取消通知書(第13号様式。以下これらを「取消通知書」という。)によりその旨を速やかに通知しなければならない。

(補助金の返還)

第18条 区長は、前条の規定による取消しをした場合において、補助事業の当該取消しに係る部分について、既に補助金を交付しているときは、補助決定事業者に取り消通知書により期限を定めてその返還を命じなければならない。

(違約加算金及び延滞金)

第19条 区長は、前条の規定により補助金の返還を命じたとき(第15条第1項第3号の規定に該当し、補助金の返還を命じたときを除く。)は、補助決定事業者はその命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を納付させなければならない。

2 区長は、補助金の返還を命じた場合において、補助決定事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。

3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。
（違約加算金の計算）

第20条 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における前条第1項の規定の適用については、返還を命じた額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命じられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。

2 前条第1項の規定により区長が違約加算金の納付を命じた場合において、補助決定事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

（延滞金の計算）

第21条 第19条第2項の規定により区長が延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額とする。

（補助金の一時停止）

第22条 区長は、この要綱又はこの要綱以外の要綱等に基づき交付された補助金等の返還を命じられた補助決定事業者が、当該補助金等、違約加算金又は延滞金の一部又は全部を納付しない場合において、この要綱に基づき交付すべき補助金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止することができる。

（財産の処分の制限）

第23条 区長は、補助決定事業者が補助事業により取得し、又は効用の増加した土地及びその従物又は別表第2に掲げる財産の処分（補助金の交付の目的以外の用途に使用し、又は譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、若しくは廃棄することをいう。以下同じ。）をしようとするときは、当該補助決定事業者が世田谷区若者の居場所事業補助金財産処分承認申請書（第14号様式）により申請をさせ、あらかじめ承認を受けさせなければならない。ただし、同表種類の欄に掲げるものについて、それぞれ同表処分制限期間の欄に掲げる期間（第5項において「処分制限期間」という。）を経過した場合は、この限りでない。

2 区長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、財産の処分を承認したときは、その

旨を世田谷区若者の居場所事業補助金財産処分承認書（第15号様式）により当該申請をした補助決定事業者に通知するものとする。

3 区長は、別表第2に掲げる財産の処分（補助金の交付の目的以外の用途に使用し、又は譲渡し、若しくは廃棄する場合に限る。）を承認するときは、補助決定事業者に既に交付した補助金の一部又は全部を返還させなければならない。

4 区長は、別表第2に掲げる財産の処分（交換し、貸し付け又は担保に供する場合に限る。）を承認するときは、補助決定事業者に既に交付した補助金の一部又は全部の返還に関し、必要な条件を付さなければならない。

5 前項の規定により返還させる補助金の額の算定は、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める計算式によるものとする。この場合において1, 0 0 0 円未満の端数が生じるときは、当該端数を切り捨てるものとする。

（1）補助金の交付の目的以外の用途に使用し、又は譲渡し、交換し、若しくは廃棄する場合
返還額＝処分する財産に係る補助金の交付額－（処分する財産に係る補助金の交付額／処分制限期間）×取得した時からの経過年数

（2）貸し付ける場合
返還額＝（処分する財産に係る補助金の交付額／処分制限期間）×貸し付ける年数

（3）担保に供する場合
返還額＝（処分する財産に係る補助金の交付額／処分制限期間）×担保に供する年数
（関係書類の保管）

第24条 区長は、補助事務者に補助事業に係る収支の状況を会計帳簿によって明らかにさせておくとともに、当該会計帳簿及び補助事業に係る収支に関する書類を補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存させなければならない。

（委任）

第24条 この要綱に定めるもののほか、施行に関し必要な事項は、子ども・若者部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年5月30日から施行する。

別表第1（第6条関係）

運営費に係る算定基準

経費区分	補助基準額	補助対象経費
------	-------	--------

事業運営費等	1 居場所あたり 2 4 0 千円（年額）	人件費（職員報酬、職員諸手当及び法定福利費）、運営費（福利厚生費、交通費、光熱水費、通信費、印刷製本費、消耗品費、研修費、修繕費、保険料、講師謝礼、器具什器費及び手数料）、使用料、賃借料その他区長が必要と認める経費
--------	-----------------------	---

別表第 2（第 23 条関係）

処分制限財産及び処分制限期間

処分制限財産			処分制限期間 (年)
種類	構造又は用途	細目	
建物附属設備	電気設備（照明設備を含む。）		15年
	給排水又は衛生設備及びガス設備		
	消火、排煙又は災害報知設備及び格納式避難設備		8 年
器具及び備品	家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品	事務机、事務イス及びキャビネット	15年
		主として金属製のもの	
		その他のもの	8 年
		ベッド	8 年
		児童用机及びイス	5 年
		ラジオ、テレビジョン、テープレコーダーその他の音響機	5 年

		器	
		冷房用又は暖房用機器	6 年
		電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器	
	事務機器及び通信機器	電子計算機 パーソナルコンピュータ（サーバー用のものを除く。）	5 年
		電話設備その他の通信機器 デジタル構内交換設備及びデジタルボタン電話設備	6 年

備考 この表に記載のないものは、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）に基づき区長と協議する。